

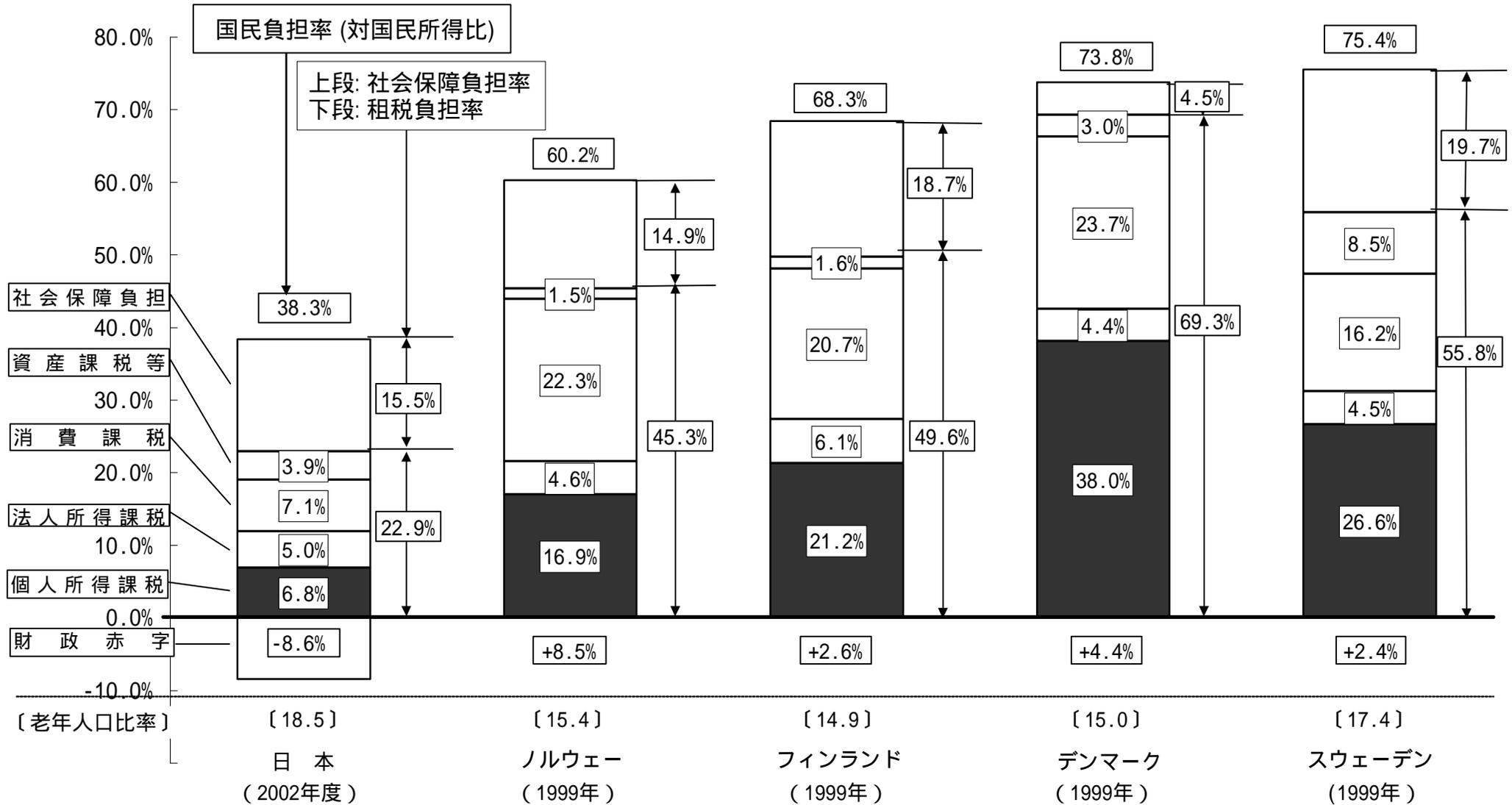
# 說 明 資 料

( 金融 ・ 資產所得課稅關係 )

# 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ・ 北欧諸国の国民負担率の比較 .....                | 1  |
| ・ 二元的所得税の理論的仕組み .....                | 2  |
| ・ 北欧諸国の「二元的所得税」 .....                | 3  |
| ・ スウェーデン1991年税制改革 .....              | 4  |
| ・ デンマークにおける二元的所得税 .....              | 5  |
| ・ 所得の分類 .....                        | 6  |
| ・ フィンランドの所得税計算の仕組み（イメージ） .....       | 7  |
| ・ 株式譲渡損失とその他の所得との損益通算の制約（国際比較） ..... | 8  |
| ・ 我が国の金融関連の収益に対する課税 .....            | 9  |
| ・ わが国税制の現状と課題（抄） .....               | 10 |
| ・ 家計の金融資産残高（名目）の推移 .....             | 12 |
| ・ 米国のキャピタルゲイン税収と株価指数の推移 .....        | 13 |

# 北欧諸国の国民負担率の比較

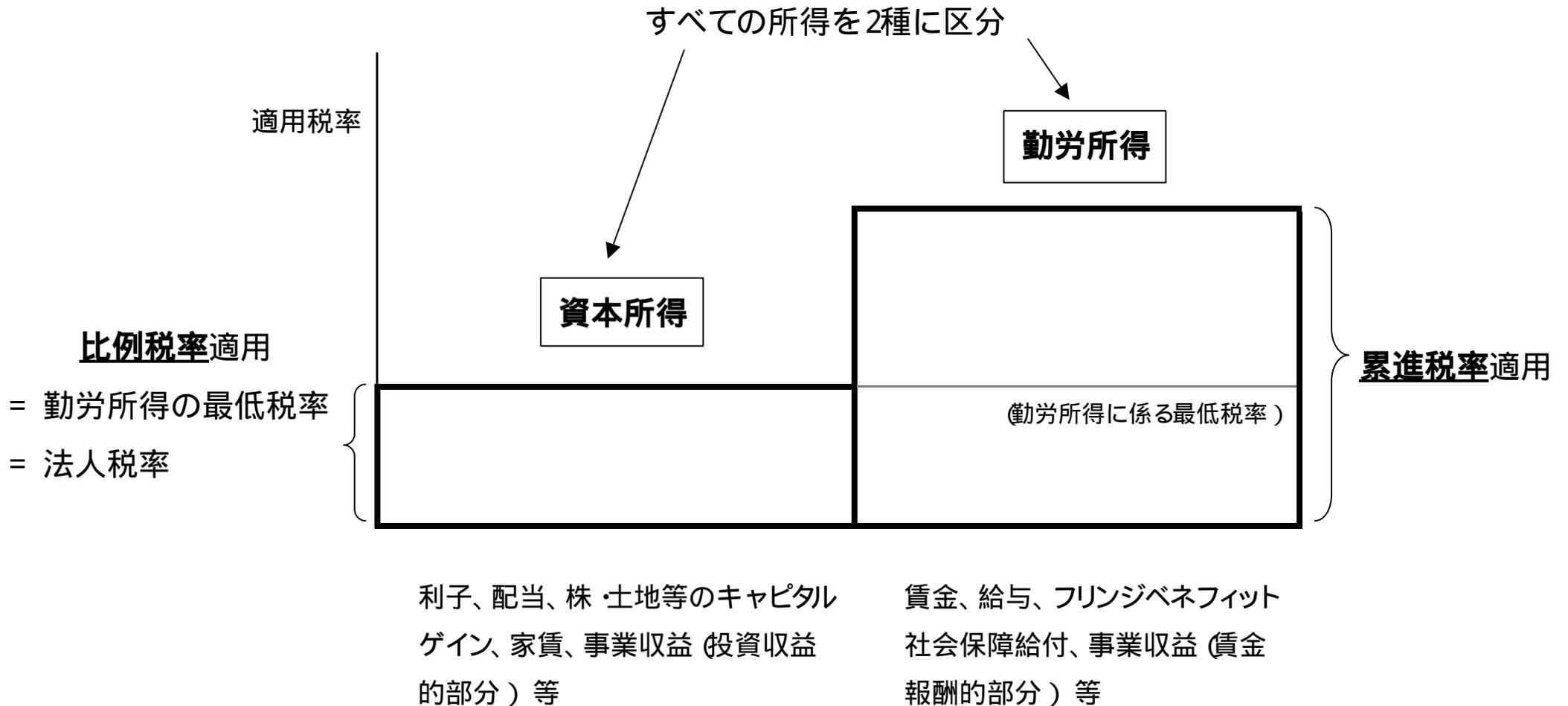


- (注) 1. 日本は14年度当初予算ベース。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-2000 (OECD)」及び「National Accounts (OECD)」により作成。  
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。  
 3. 財政赤字の国民所得比は、日本については一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。  
 4. 老年人口比率は、日本については2002年の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、平成14年1月推計)による)、その他の国は2000年の数値(国連推計による)である。

# 二元的所得税の理論的仕組み

- S. Crossen, "Dual Income Tax" (1997) に基づく概念図 -

- ・ 資本所得」と勤労所得」を「分離」して課税
- ・ 勤労所得」は「累進税率」で課税
- ・ 資本所得」は「合算して比例税率」で課税
- ・ 資本所得の税率は「勤労所得の最低税率と法人税率と等しく」設定



## 北欧諸国の「二元的所得税」(未定稿)

|      | スウェーデン                  | ノルウェー                     | フィンランド                      | デンマーク   |
|------|-------------------------|---------------------------|-----------------------------|---|
| 勤労所得 | 勤労所得 (31~56%)<br>(累進税率) | 個人所得 (28~47.5%)<br>(累進税率) | 稼得所得 (23.2~57.8%)<br>(累進税率) | 個人所得 (32.8~59.7%)<br>(累進税率)   |
| 資本所得 | 資本所得 (30%)<br>(比例税率)    | 一般所得 (28%)<br>(比例税率)      | 投資所得 (29%)<br>(比例税率)        | 資本所得 (32.8~59.7%)<br>(累進税率)<br><br>株式所得 (25~40%)<br>(累進税率)<br>(3年超保有株式等に係る譲渡<br>益・配当) |
| 法人税率 | 28%                     | 28%                       | 29%                         | 32%   |
| 導入年等 | 1991年                   | 1992年                     | 1993年                       | 1987年<br>(1994年に二元的所得税<br>から乖離)   |

(備考) 2000年現在。各国資料による。

## スウェーデン 1991 年税制改革

### 背景

- ・ 高い税率と狭い課税ベースによる歪みが、労働供給に悪影響を与え、極度の低貯蓄をもたらしていた。
- ・ 資本所得の非中立的な取扱いが、実質的な累進度を弱めていたほか、租税回避行為の横行により納税者の不満が高まり、税制に対する信頼が脅かされていた。

### 目的「中立、公平及び均一的な課税 ( Neutrality, equity and a uniform taxation )」

- ・ より中立的な税制の構築により、個々の経済主体の意思決定に及ぼす税制上の歪みを最小にする。
- ・ 異なるタイプの勤労・資本所得をそれぞれの中で均一的に取り扱うことで、水平的な公平を確保する。

### 主な改正項目

- ・ 資本所得に対する分離・比例税率の導入 ( 30% )
- ・ 資本所得課税の課税ベースの拡大 ( 株式譲渡益の全額課税、借入金利子控除の縮減等 )
- ・ 勤労所得に対する税率の引下げ ( 最高税率 : 73% (1989年) 51% (1991年) )
- ・ 法人税の引下げ ( 最高税率 : 52% (1989年) 30% (1991年) )
- ・ 付加価値税の課税ベースの拡大

### 税制改革の帰結

- ・ 1991年税制改革は、全体の税負担をほぼ変えないという制約の下で実施され、勤労所得に対する減税は、課税ベースの拡大、とりわけ資本所得課税・消費課税の強化により賄われた。

(参考) スウェーデン財務省、 " The Swedish Tax Reform of 1991 "

## デンマークにおける二元的所得税

### 1987年税制改革

- 二元的所得税を導入

#### (背景)

- 1980年代のほとんどの期間、北欧諸国を特徴付けていたものは、高インフレ率、極端に低い民間貯蓄率(参考)、利子控除による持ち家所有者への税を通じた補助、そして過熱気味の住宅市場であった。このような背景のもと、資本所得に対する均一の低税率の導入は、極めて魅力的であるようにみえた。

(参考) 北欧諸国では、例えばノルウェー、スウェーデンでは、1980年代後半に家計貯蓄率(ネット・対可処分所得比)がマイナスとなっているなど、極めて低い貯蓄率を記録していた。参考資料 P.4 参照。

### 1994年税制改革

- 二元的所得税からの乖離

#### (理由)

勤労所得よりもかなり低い税率での資本所得課税では一般の支持を得ることが困難、資本所得への累進課税による追加的な歳入を勤労所得に対する限界税率の引下げに充てることが可能、等

(ピーター・バーチ・ソレンセン編著、馬場義久監訳、「北欧諸国の租税政策」、財団法人日本証券経済研究所、2001、から関連部分を要約)

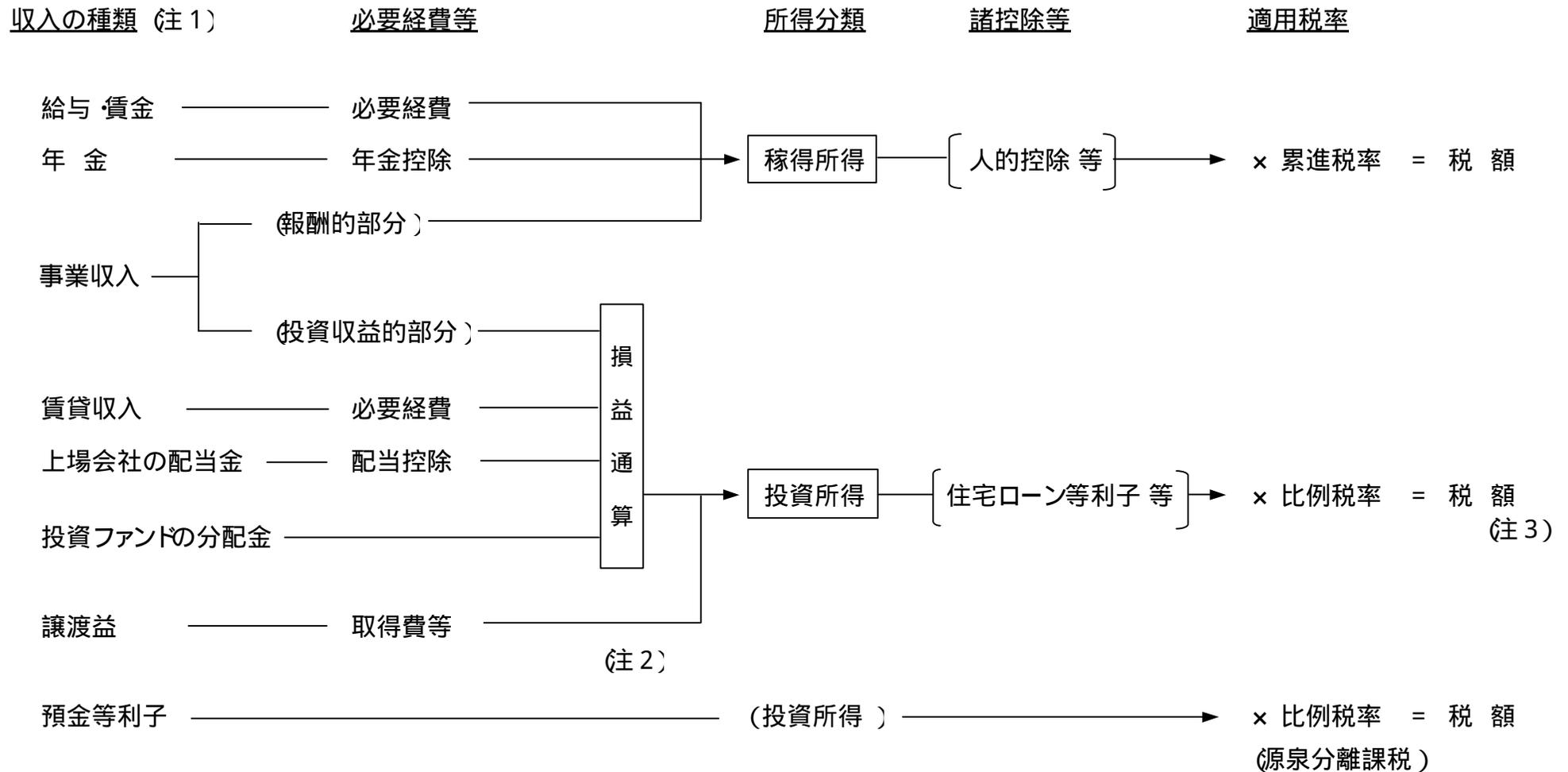
# 所得の分類

所得分類は所得の計算方法等が異なることを前提に構成  
 所得の計算方法は金融商品の種類により自ら異なる

| 所得の分類 | 対 象   | 所得金額の計算方法（原則）                                    | 金融関連<br>（例）         |
|-------|---|--|---------------------|
| 利子所得  | 公社債や預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託や公募公社債等運用投資信託の収益の分配                          | 収入金額（＝所得金額）                                      | 預金の<br>利子           |
| 配当所得  | 法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）及び特定目的信託の収益の分配 | 収入金額 - 〔株式などを取得するための借入金の利子〕                      | 株式の<br>配当           |
| 不動産所得 | 不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得                                      | 収入金額 - 必要経費                                      | /                   |
| 事業所得  | 農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得                                  | 収入金額 - 必要経費                                      | (株式の<br>譲渡益)        |
| 給与所得  | 俸給、給料、賃金、歳費、賞与など  | 収入金額 - 給与所得控除額                                   | (ストック・<br>オプション)    |
| 退職所得  | 退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など  | (収入金額 - 退職所得控除額) × ½                             | /                   |
| 山林所得  | 所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得  | 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額（50万円）                        | /                   |
| 譲渡所得  | 資産の譲渡（建物等の所有を目的とする地上権の設定等を含む。）による所得                                   | 〔収入金額〕 - 〔売却した資産の取得費・譲渡費用〕 - 〔特別控除額（50万円）〕       | 株式の<br>譲渡益          |
| 一時所得  | 営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの          | 〔収入金額〕 - 〔収入を得るために支出した費用〕 - 〔特別控除額（50万円）〕        | 保険の<br>差益           |
| 雑所得   | 国民年金、厚生年金などの公的年金等<br>上記の所得のいずれにも当てはまらないもの                             | (公的年金等) 収入金額 - 公的年金等控除額<br>(公的年金等以外) 収入金額 - 必要経費 | 為替差益<br>公社債の<br>償還益 |

# フィンランドの所得税計算の仕組み (イメージ)

未定稿



(注1) 税法で例示されている主なものを掲げている。

(注2) 譲渡損は、他の投資所得と損益通算できない。

(注3) 投資所得が負となった場合、これに投資所得に係る税率 (2.9%) を乗じた額を稼得所得に係る税額から税額控除可。

(注4) 預金、不動産等の資産に対しては、富裕税 (税率: 純資産額 × 0.9%) が別途課されている。

(備考) 2001年現在。フィンランド財務省資料等により作成。

株式譲渡損失とその他の所得との損益通算の制約（国際比較）

|       | 日本     |           | アメリカ |           | イギリス |           | スウェーデン |           | フィンランド |           |   |   |   |        |      |
|-------|--------|-----------|------|-----------|------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|---|---|---|--------|------|
|       | 課税方式   | 譲渡損失の損益通算 | 課税方式 | 譲渡損失の損益通算 | 課税方式 | 譲渡損失の損益通算 | 課税方式   | 譲渡損失の損益通算 | 課税方式   | 譲渡損失の損益通算 |   |   |   |        |      |
| 株式譲渡益 | 申告分離課税 |           | 総合課税 | }         | 総合課税 | }         | }      | }         | 分離課税   |           |   |   |   |        |      |
| 利子    | 源泉分離課税 | ×         |      |           |      |           |        |           |        | ×         | } | } | } | 源泉分離課税 | ×    |
| 配当    | 総合課税   | ×         |      |           |      |           |        |           | (注1)   | ×         |   |   |   | (注2)   | (注3) |
| 事業    |        | ×         |      |           |      |           |        |           |        | ×         | } | } | } |        | ×    |
| 給与    |        | ×         |      |           |      |           |        |           |        |           |   |   |   | ×      | 総合課税 |

(注)1 土地の譲渡損失を含めて3,000ドル(約37万円)を限度に部分的に可

2 ドイツ、フランスにおいても、株式の譲渡損失と一般の所得(利子 配当含む)との損益通算は認められていない

3 株式等の有価証券の譲渡損は、有価証券の譲渡益から控除し、控除しきれない部分は、その70%を他の資産性所得から控除できる。

4 資産性所得の合計が負の場合、10万クローネ(約120万円)までの部分はその30%を、10万クローネ超の部分はその21%を、勤労性所得に係る税額から税額控除できる。

## 我が国の金融関連の収益に対する課税

| 収益           | 特別控除                | 課税方式 税率   |
|--------------|---------------------|---|
| 預貯金の利子       | なし                  | 20%源泉分離課税   |
| 株式の配当        | なし                  | 総合課税 (20%源泉徴収) 配当控除   |
| 株式の譲渡益       | 100万円<br>(上場・1年超保有) | 申告分離課税 {<br>26% (非上場)<br>20% (上場)<br>10% (上場・1年超保有)<br>非課税 (緊急投資優遇措置) |
| 保険の差益<br>(注) | 50万円<br>(一時所得の特別控除) | 総合課税 (1 / 2課税)  |

(注) 保険期間5年以内の一時払い養老保険は、利子並み課税 (20%源泉分離課税)。

# わが国税制の現状と課題（抄）

## 21世紀に向けた国民の参加と選択

平成12年7月  
税制調査会

### 第二 個別税目の現状と課題

#### 一 個人所得課税

##### 11. 金融税制

##### (1) 金融資産からの所得に係る税制

（中略）

金融資産からの所得に対する税制のあり方として、現在のような利子、株式等譲渡益について他の所得とは別個に一定の税率を適用する分離課税方式が適当か、あるいは、利子、株式等譲渡益についても給与や事業などの他の所得と合算して累進税率を適用する総合課税の方式が適当かという問題があります。この点については、課税理論においては、個人所得課税の累進機能を重視し、包括的な課税ベースの下で、総合課税が望ましいとする包括的所得税論がある一方で、様々な所得の性質に応じて最も経済的に合理的な課税方法が必要であり、貯蓄に対する課税の影響などを踏まえ、金融資産に対する分離課税が望ましいとする最適課税論も提唱されています。

前述したように、個人所得課税においては、垂直的公平の確保の役割を期待し、累進性を維持していくべきという見地から、累進税率が適用される課税ベースは、できる限り包括的に捉える必要があることから、個人所得課税の理念として総合累進課税が基本であると考えます。

しかしながら、金融資産からの所得全般について総合課税を行うためには、各種の所得の性質の差異などに留意した上で、資料情報制度の充実、納税者番号制度の導入など、所得捕捉の体制の整備が不可欠であることから、現状においては、利子等について分離課税を維持することが現実的と考えられます。

（中略）

##### (4) 金融取引の多様化・複雑化と適正な課税

金融税制においては近年、金融技術の革新に応じて様々な措置が講じられてきました。現在も金融取引の多様化、複雑化が進展していますが、今後とも、公平・中立・簡素の租税原則を踏まえ、税制面でも適切な対応を図っていく必要があります。また、新たな金融商品に関しては、照会などに応じて、できるだけ速やかに課税関係を明確化するように努めていくことが肝要です。

金融商品はいわゆる「足の速さ」、すなわち国内外における資産の移動が容易なこと、転々流通に伴いその保有者、所得の帰属者が頻繁に代わり得ること、したがって取引把握や保有者の確認が難しいといった特徴を有しています。金融取引の多様化、複雑化、さらに取引の国際化、電子化に伴い、このような金融商品の「足の速さ」が著しくなるものと考えられます。したがって金融資産からの所得に対する適正な課税の確保を図っていくことがより一層重要となります。このような点に鑑みれば、金融商品に対する源泉徴収は、所得の支払の段階を捉えて適正かつ確実な課税を担保できることから、今後、果たす役割はますます重要になると考えられます。また、支払調書制度については、支払の段階で一定の情報を得られることから、適正な課税の担保として重要です。このほか、記録保存義務、税務当局の資料徴求権、税務行政の国際協力など、納税、執行を支える制度の充実を図っていくことも必要と考えます。

さらに、多様化、複雑化する金融商品を利用して、租税回避行為（課税繰延べ、所得帰属主体の変更、所得源泉地の転換、所得種類の転換など）がより一層巧妙になり、ますます実態把握が困難になっているとの指摘があります。こうした動きに対して適正な課税を確保するための方策について検討を進めていくことも重要です。その一環として、前述したような、操作性の高い投資活動から生じた損失と事業活動などから生じた所得との損益通算の制限などについて検討することが必要であると考えられます。

（中略）

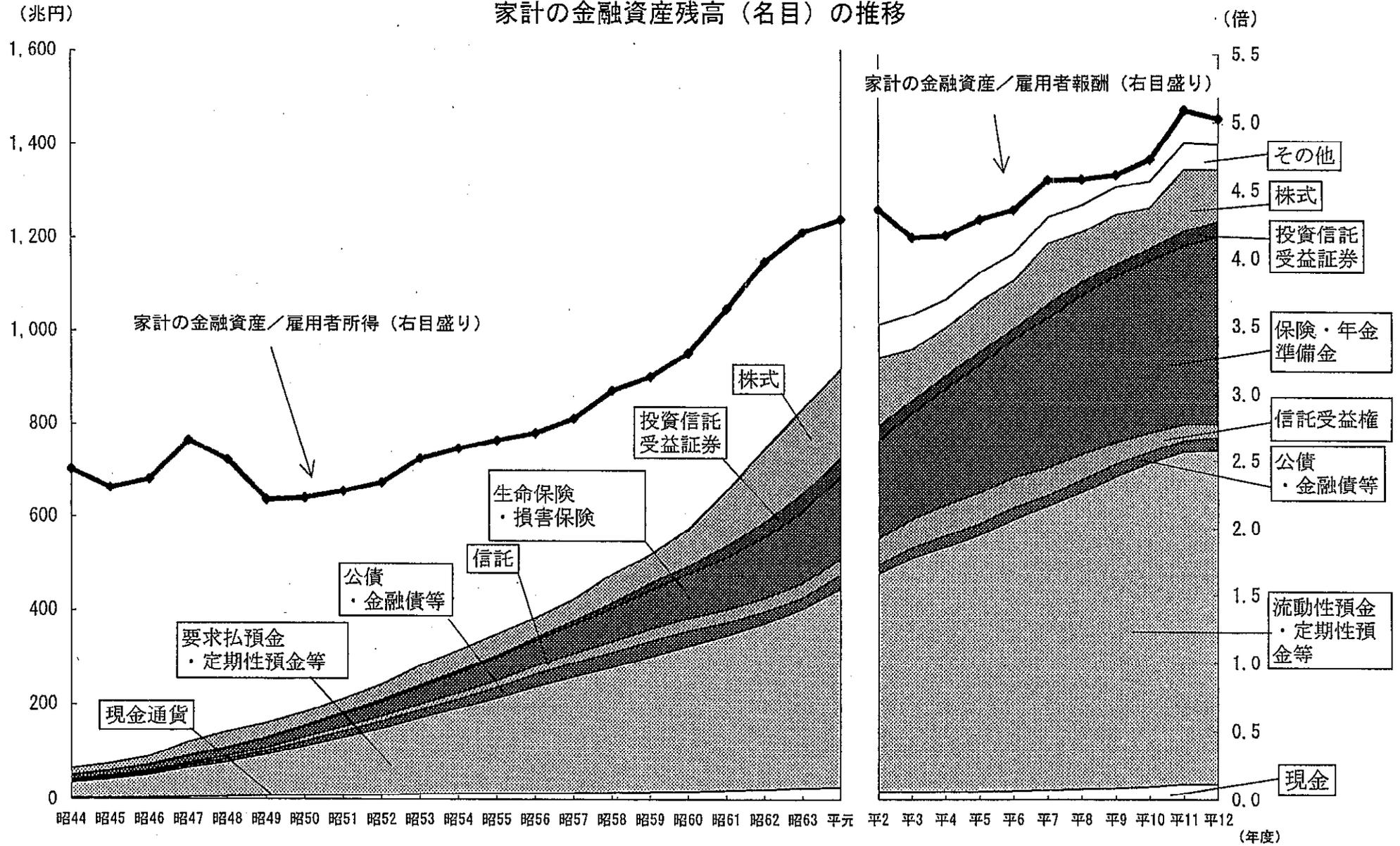
#### （参考５）金融資産からの所得に係る一律的な取扱い

金融商品の種類によって所得分類・課税方式が異なることは中立性の観点から問題があるのではないかとの見地や、利子、配当、株式等譲渡益といった典型的な金融商品と異なり、ハイブリッド商品や仕組み金融商品など、所得分類をまたぐ性格の所得の取扱いに整合性をもたせるべきではないかとの見地などから、金融資産からの所得に係る一律的な取扱いを検討すべきであるとの意見があります。

金融資産からの所得については、例えば、利子は収入金額がそのまま利子所得になるのに対して、株式等の譲渡所得は譲渡価額から取得費等を控除したものであるというように、各種の金融資産からの「所得」の性質、発生形態、計算の枠組みなどが異なっているため、それぞれに応じた適切な「所得」の算出、それに対応する課税が必要とされます。したがって、金融資産からの所得に対して、一律的な区分を設けても、その中でそれぞれの性格に応じた取扱いは依然として必要であり、かえって複雑になるおそれもあります。また、金融取引や市場のあり方が大きく変化しているときに、新たな所得分類を設けることは容易ではなく、かえって混乱を招くおそれもあります。したがって、このような一律的な取扱いを設けることについては慎重に考える必要があります。

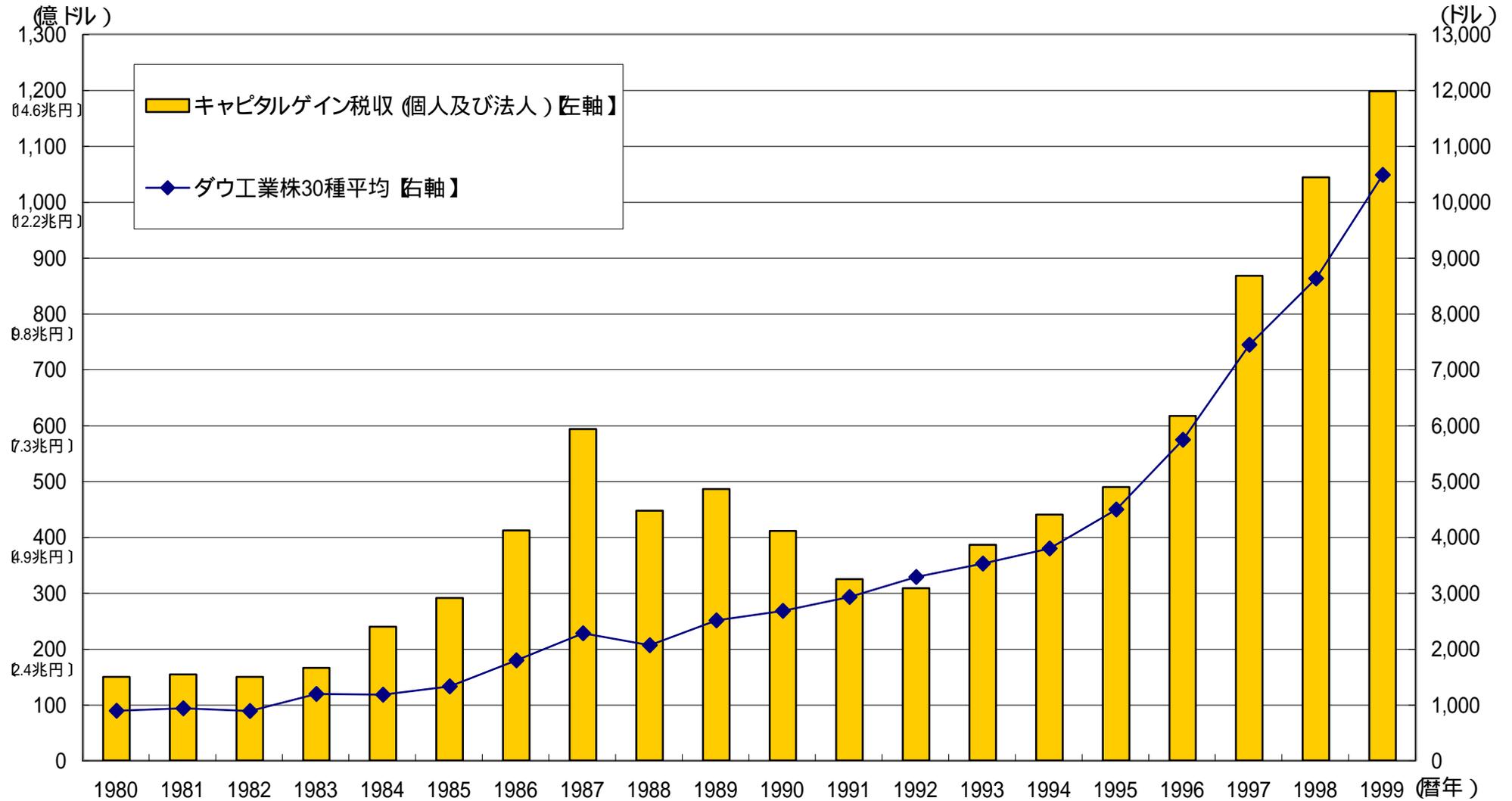
なお、様々な金融商品の中で、例えば、いわゆる金融類似商品の中には預貯金と異なりリスクの高い商品が見られますが、このようなリスクの高い金融商品については税制上異なる取扱いを検討してはどうかという意見がありました。

# 家計の金融資産残高（名目）の推移



(備考) 平成元年度以前は68 SNAに基づく「平成12年度国民経済計算年報（経済企画庁）」、平成2年度以降は93 SNAに基づく「平成14年度国民経済計算年報（内閣府）」による。このため、平成元年度以前と平成2年度以後とは区分等が異なっている。

## 米国のキャピタルゲイン税収と株価指数の推移



### (参考) 連邦財政収支の推移

| 財政年度 | 1980 | 1981 | 1982  | 1983  | 1984  | 1985  | 1986  | 1987  | 1988  | 1989  | 1990  | 1991  | 1992  | 1993  | 1994  | 1995  | 1996  | 1997 | 1998 | 1999 |
|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 財政収支 | -738 | -790 | -1280 | -2078 | -1854 | -2123 | -2212 | -1498 | -1552 | -1525 | -2212 | -2694 | -2904 | -2551 | -2033 | -1640 | -1075 | -220 | 692  | 1255 |

(注) 為替レートは1ドル = 122円 (平成13年6月から11月までの基準為替相場の平均)